

別表第1（第4条関係）

法令名	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
	太陽光発電施設の設置に関して 疑義等がある場合は、まず右記の担 当課にご相談ください。		横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494—25—0114
国土利用計 画法 (昭和49年 法律第92 号)	次に該当する土地売買契約の締 結や地上権・賃借権の設定等(第23 条) ・ 都市計画区域 5,000m ² 以上 ・ 都市計画区域外の区域 10,000m ² 以上	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) 0494—25—0117
電気事業法 (昭和39年 法律第170 号)	電気事業法に関して、県知事や市町 村長に対する手続は特にありませ ん。		経済産業省関東東北 産業保安監督部電力 安全課 048—600—0391
火薬類取締 法 (昭和25年 法律第149 号)	火薬類製造施設や火薬庫の周辺 に出力1,000kW以上の太陽光発電設 備を設置すること ※ 火薬類製造施設や火薬庫は、発 電事業の用に供する1,000kW以上 の太陽光発電設備に対して、一定 の保安距離を取る必要があります。 太陽光発電設備が後から設置 される場合でもこの規定が適用 されるため、十分な注意が必要で す。	近隣への配 慮	埼玉県 危機管理防 災部 化学保安課 火薬・ 電気担当 ☎ 048—830—8435
環境影響評 価法 (平成9年法 律第81号)	次に該当する太陽光発電施設の 設置 系統接続段階の発電出力ベース(交 流)が 40MW以上(第一種) 30MW以上40MW未満(第二種)	調査等	埼玉県 環境部 環 境政策課 計画推進・環境影響 評価担当 048—830—3041

埼玉県環境 影響評価条 例 (平成6年条 例第61号)	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※ その他にも、開発の内容によっては手続が必要となる場合があります。	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 計画推進・環境影響評価担当 048—830—3041
太陽光発電 の環境配慮 ガイドライ ン(環境省)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない発電出力10kW以上の事業用太陽光発電施設	調査等	横瀬町 振興課 (1階5番窓口) 0494—25—0114
土壌汚染対 策法 (平成14年 法律第53 号)	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が3,000m²以上(第4条)(有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900m²以上) ※ ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494—23—1511
埼玉県生活 環境保全条 例 (平成13年 条例第57 号)	3,000m²以上の土地の改変(第80条)	調査等	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494—23—1511
廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律 (昭和45年 法律第137 号)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更(第15条の19) ※ 不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので	届出	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 ☎ 0494—23—1511

	注意してください。		
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年条例第64号)	500m ³ 以上の土砂の敷地外排出(第6条) 3,000m ² 以上の面積への土砂の堆積(第16条) ※ 土砂が不適正に堆積されている場所については、現状が回復されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出 許可	埼玉県秩父環境管理事務所 生活環境担当 0494—23—1511
横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例(平成19年条例第24号)	500m ² 以上3,000m ² 未満の土砂の堆積(第8条)	許可	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) 0494—25—0117
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・ 建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・ 水面の埋立て・干拓 ・ 木竹の伐採	許可	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 048—830—3143
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為(第10条)	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 ☎ 048—600—0817
埼玉県希少	知事が指定する希少野生動植物	届出	埼玉県 環境部

野生動植物 の種の保護 に関する条 例 (平成12年 条例第11 号)	種の捕獲等の行為(第12条)		みどり自然課 野生 生物担当 ☎ 048—830—3143
埼玉県オオ タカ等保護 指針	次に該当する開発行為について は、オオタカ等の保護に関する配慮 を要請 ・ 営巣地から半径400m以内 ・ 営巣地から半径1,500m以内	配慮の実施	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生 生物担当 ☎ 048—830—3143
埼玉県立自 然公園条例 (昭和33年 条例第15 号)	県立自然公園の普通地域内にお ける一定規模以上の工作物の新 築・改築・増築、土地の形状の変更 等(第14条)	届出	埼玉県秩父環境管理 事務所 生活環境担当 ☎ 0494—23—1511 【申請窓口】 横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494—25—0114
農地法 (昭和27年 法律第229 号)	農地を農地以外のものにする行 為(農地の転用)(第4条)	許可	横瀬町農業委員会事 務局
	農地を農地以外のものにしたり 採草放牧地を採草放牧地以外のも のにするために行う次の行為(第5 条) ・ 所有権の移転 ・ 賃借権・地上権・質権・使用貸 借権の設定や移転	許可	(1階5番窓口) ☎ 0494—25—0114
農業振興地 域の整備に 関する法律	横瀬町農業振興地域整備計画の 変更(第13条) (いわゆる農用地区域からの除	計画変更	横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494—25—0114

(昭和44年 法律第58 号)	外)		
森林法 (昭和26年 法律第249 号)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更(第10条の2)	許可	埼玉県秩父農林振興センター 林業部 森林保全担当 ☎ 0494—25—1312
	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること(第10条の7の2)	届出	横瀬町 振興課 (1階5番窓口) ☎ 0494—25—0114
	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)における立木の伐採(第10条の8)	届出	
	保安林の森林以外の用途への転用(保安林の指定の解除)(第27条)	指定の解除	埼玉県秩父農林振興センター
	保安林内における次の行為(第34条) ・ 立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・ 土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更	許可	林業部 森林保全担当 ☎ 0494—25—1312
埼玉県水源 地域保全条 例 (平成24年 条例第22 号)	水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合)に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定(第7条)	届出	埼玉県秩父農林振興センター 林業部 森林保全担当 ☎ 0494—25—1312
道路法 (昭和27年 法律第180	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用)(第32条)	許可	【国道及び県道】 埼玉県秩父県土整備事務所

号)	・ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・ 水管、下水道管、ガス管等 ・ 歩廊、雪よけ等 ・ 露店、商品置場等 ・ その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）		☎ 0494—22—3715 【町道】 横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117
河川法 (昭和39年 法律第167 号)	河川区域内における次の行為(第23条～第27条) ・ 河川の流水の占用(取水等) ・ 土地の占用 ・ 河川の砂やヨシなどの採取 ・ 工作物の新築・改築 ・ 盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【一級河川】 埼玉県秩父県土整備事務所 ☎ 0494—22—3715 【準用河川】 横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117
	河川保全区域内における次の行為(第55条) ・ 土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・ 工作物の新築・改築	許可	
横瀬町公共 物管理条例 (平成14年 条例第5号)	道路法を適用しない道路、河川法を適用又は準用しない河川等における次の行為(第4条) ・ 工作物その他施設の新築・改築・除却 ・ 流水水面又は敷地の使用 ・ 石、土砂、砂れき、竹木、草その他生産物の採取 ・ 工事又は目的外使用	許可	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117

埼玉県雨水 流出抑制施 設の設置等 に関する条 例 (平成18年 条例第20 号)	面積が1ha以上の開発行為で、雨 水流出抑制施設を設置しないと雨 水流出量を増加させるおそれがあ る行為(第3条) 面積が1ha以上の開発行為で、湛 水想定区域内の土地に盛土をする 行為(第12条)	許可 届出	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 荒川上 流域・砂防担当 ☎ 048—830—5141
砂防法 (明治30年 法律第29 号)	砂防指定地内における次の行為 (第4条) ・ 工作物の新築・改築・除去 ・ 砂防設備の占有 ・ 竹木の伐採、芝草その他の生産 物の採取 ・ 滑り下し・地引による物件の運 搬 ・ 開墾その他による土地の原状変 更	許可	埼玉県秩父県土整備 事務所 ☎ 0494—22—3715
埼玉県砂防 指定地管理 条例 (平成15年 条例第45 号)	砂防指定地内における次の行為 (第3条) ・ のり切・切土・掘削・盛土等 による土地の形状の変更 ・ 土石の類の採取、鉱物の採掘 ・ 工作物の新築・改築・増築・移 転・除却 ・ 立木竹の伐採・樹根の採掘 ・ 木竹の滑下・地引による搬出	許可	埼玉県秩父県土整備 事務所 ☎ 0494—22—3715
地すべり等 防止法 (昭和33年 法律第30 号)	地すべり防止区域内における次 の行為(第18条) ・ 地下水の誘致や停滞行為による 地下水の増加 ・ 地下水の排水施設の機能を阻害	許可	【国土交通大臣指定 区域】 埼玉県秩父県土整備 事務所 ☎ 0494—22—3715

	する行為 ・ 地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 ・ のり切、切土 ・ 地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・ 地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発		【農林水産大臣指定区域】 埼玉県秩父農林振興センター ☎ 0494—24—7215
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為(第7条) ・ 水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為 ・ 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造 ・ のり切、切土、掘削、盛土 ・ 立木竹の伐採 ・ 木竹の滑下・地引による搬出 ・ 土石の採取・集積	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 ☎ 0494—22—3715
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設(特定開発行為)(第10条)	許可	埼玉県秩父県土整備事務所 ☎ 0494—22—3715
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの)(第10条及び第11条) ・ 太陽光パネルと一体的な建築物	届出(民間工事) 通知(公共工事)	埼玉県熊谷建築安全センター 開発建築担当・秩父駐在 ☎ 0494—22—3777

(平成12年 法律第104 号)	(床面積の合計が80m²以上に限 る。)の解体工事 ・ 太陽光パネルと一体的な建築物 (床面積の合計が500m²以上に限 る。)の新築・増築工事 ・ 太陽光パネルと一体的な建築物 の修繕・模様替等工事(請負金額 が1億円以上のもの) ・ 建築物以外のもの(太陽光パネ ル等)の解体、新築、土木工事等 (請負金額が500万円以上のもの)		
都市計画法 (昭和43年 法律第100 号)	次の開発行為(主として建築物の 建築又は特定工作物の建設の用に 供する目的で行う土地の区画形質 の変更)や建築行為(第29条) ・ 非線引き区域内での3,000m²以上 の開発行為 ・ 都市計画区域外での1ha以上の 開発行為	許可	埼玉県川越建築安全 センター 東松山駐在 ☎ 0493—22—4340
	都市計画事業の認可を受けた事 業地内で都市計画事業の施行の障 害となるおそれがある土地の形質 の変更若しくは建築物の建築その 他工作物の建設又は重量が5トンを 超える物件の設置若しくは堆積(第 65条)	許可	
横瀬町開発 行為に関する指導要綱 (昭和63年 告示第7号)	次の開発行為(主として建築物の 建築又は特定工作物の建設の用に 供する目的で行う土地の区画形質 の変更)(第4条) ・ 都市計画区域内での1,000m²以上 の開発行為	事前協議	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117

	・ 都市計画区域外での3,000m ² 以上の開発行為		
景観法 (平成16年 法律第110 号)	各景観行政団体の景観計画区域内における次の行為(第16条) ・ 一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117
都市公園法 (平成31年 法律第79 号)	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用(第6条)	届出	横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117
建築基準法 (昭和25年 法律第201 号)	建築物を建築しようとする場合(第6条) ※ 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	埼玉県熊谷建築安全センター 秩父駐在 ☎ 0494—22—3777 横瀬町 建設課 (2階9番窓口) ☎ 0494—25—0117 ※ 手続き内容によって窓口が異なります。
文化財保護法 (昭和25年 法律第214 号)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等(第93号)	届出	横瀬町 教育委員会事務局 (2階6番窓口)
	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見(第96条)	届出	☎ 0494—25—0118
埼玉県文化財保護条例 (昭和30年 条例第46 号)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為(第14条、第28条、第35条及び第39条)	許可又は届出	横瀬町 教育委員会事務局 (2階6番窓口) ☎ 0494—25—0118